

第2章 環境基本計画

「君津市環境基本計画」は、本市の環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的として、平成17年3月に策定し、平成26年度で計画期間が終了したことから、新たに平成27年度から10年間を計画期間とする「第2次君津市環境基本計画」を策定した。

第2次計画では、20年から30年後に実現させたい環境を、本市が目指す環境像【澄んだ空 清らかな水 緑あふれるまち きみつ】と設定し、取組項目を環境問題に特化したものとした。

また、市（行政）、市民、事業者の各主体がそれぞれの責務や役割を理解し、連携しながら、豊かで貴重な環境を次の世代へ継承していくことを目的としている。

1 計画の位置付け

当該計画は、君津市環境保全条例第8条の規定により策定するもので、君津市総合計画や市民アンケートを踏まえ、市民、事業者、市（行政）の役割を定め、三者協働による環境保全を目指す。

2 計画期間

計画期間は、平成27年度から平成36年度までの10年間とする。

3 役割

(1) 市民の役割

市民は、一人ひとりが自分のライフスタイルを見直し、ごみの減量化や省エネルギーに努めるなど、環境に配慮した生活へ転換を図るため、環境の保全と創造のための取組みに積極的に参加する。

(2) 事業者の役割

事業者は、事業活動に伴う環境への負荷を低減し、地域社会の一員として環境の保全のための社会的責任を果たすことが求められる。

また、省エネ製品の普及や簡易包装製品の販売など、事業者が先頭に立って市民のライフスタイルを変革していくことも期待される。

(3) 市（行政）の役割

市は、目標を達成するための施策を着実に実施する。

実施にあたっては、市民、市民グループ、事業者と連携し、民間の取組みを積極的に支援するほか、流域や周辺の市、県、国など他の公共団体とも連携を図り、施策を進めていく。

4 平成29年度の実績

環境に関わる様々な施策を効果的に進めていくためには、計画の進行状況を把握・評価し、その後の施策に反映させることが必要である。

市の平成29年度における取組実績は表2-1に示すとおりで、A評価（実施）の割合は全体の約93%であった。

(表 2-1) 市の平成 29 年度における取組実績

基 本 方 針	件数	A	B	C
① 澄んだ空を守ります【大気汚染】	3	3		
② 清らかで豊富な水資源を守ります【水質汚濁・地下水汚染】	5	4	1	
③ 快適な住環境を保全します【騒音・振動・悪臭・地盤沈下】	6	6		
④ 緑あふれるまちへ再生します【山砂採取・残土埋立て・廃棄物最終処分場】	4	4		
⑤ 資源循環型のまちをつくります【ごみ減量・リサイクル】	3	3		
⑥ きれいなまちをつくります【不法投棄・環境美化】	5	4	1	
⑦ 安心・安全なまちを目指します【放射性物質】	5	5		
⑧ 未来に向けた環境づくりに取り組みます【地球温暖化対策・省エネルギー】	4	3	1	
⑨ さまざまな生き物の住む環境を保全します【生物多様性・自然保護】	5	5		
⑩ 環境への意識を育みます【環境学習】	3	3		
合 計	43	40	3	

備考：A（実施）、B（一部実施）、C（未実施）の3段階で評価